第２　Ｂ種類株式の発行

更生会社は、以下のとおり、一般更生債権者に対して、払い込みによらないで、第９章による変更後の定款第９条に定める議決権のない取得条項付株式（以下「Ｂ種類株式」という。）を発行する。

１　株式の種類及び数

Ｂ種類株式とし、株式の数は管財人が裁判所の許可を得て定める数とする。

２　株式の発行により増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金及び資本準備金の額は、会社法及び会社計算規則に基づき計上可能な金額の範囲で、管財人が裁判所の許可を得て定める額とする。

３　割当方法

更生会社は、裁判所の許可を得て、別表14「一般更生債権弁済計画表」記載の元本等債権額1000万円超の一般更生債権者のうち、第３章第３節第１・２⑵②イ㈠に定めるところにしたがってＡ種類株式の割当を受け、かつ、一般更生債権者１名当たりに割り当てられるＡ種類株式の株式数について、そのＡ種類株式の議決権の数の割合が当該株式の効力発生日における議決権総数（普通株式及びＡ種類株式の合計株式数）の５％相当の株式数を上限とし、それを超える部分について、更生計画認可決定日から２週間以内にＡ種類株式に代えてＢ種類株式の割当を請求した当該一般更生債権者に対し、Ｂ種類株式を割り当てる。なお、Ｂ種類株式の割当株式数の計算において生じる１株未満の端数は切り捨てる。

上記請求をした一般更生債権者１名に対して割り当てるＢ種類株式数は、当該一般更生債権者に対して割当てる種類株式総数から当該株式の効力発生日における議決権総数（普通株式及びＡ種類株式の合計株式数）のうち５％相当の株式数を上限として割り当てられるＡ種類株式数を控除した株式数とする。

４　株式発行の効力発生日

上記１ないし３によるＢ種類株式の発行は、更生計画認可決定日から４か月以内の、管財人が裁判所の許可を得て定めた日にその効力が生ずるものとし、Ｂ種類株式の割当対象となる一般更生債権者は、同日付でＢ種類株式の株主となる。

第３節　募集株式の追加発行

第１　発行可能株式数

更生会社は、裁判所の許可を得て、第９章による変更後の定款第６条に定める「発行可能株式総数」に満つるまで、株式を発行することができる。この場合における募集事項の決定は、株主総会の特別決議を経ることなく、管財人が行う。

第２　発行可能株式数の変更

更生会社は、裁判所の許可を得て、発行する株式の総数についての変更後の定款第６条をさらに変更した上、本節第１の定めを超える株式を発行することができる。この場合における定款変更は、株主総会の特別決議を経ることなく、管財人が行う。

第４節　配当の制限

更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第５節　譲渡制限株式の譲渡承認

取締役会は、更生手続中、会社法第136条又は同第137条の規定による譲渡の承認請求があった場合は承認をするか否かの決定について、会社法第140条第４項の指定買取人の指定をする場合はその指定について、それぞれ管財人の同意を得なければならない。

第７章　弁済資金の調達方法

第１節　弁済資金の調達方法

換価予定資産にかかる更生担保権の弁済資金は、担保不動産等の売却処分による売得金等による。

それ以外の更生担保権、一般更生債権、優先的更生債権の弁済資金は、手元現預金、資産売却処分による売得金、営業活動から生じる収益金、必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等による。

更生会社の事業活動から生じる収益の予想については、別表４「事業損益計画表」記載のとおりであり、弁済資金計画は、別表５「弁済資金計画表」記載のとおりである。

第２節　予想超過収益金の使途

第１　繰上弁済の実施

更生計画において予想された額を超える収益金が生じた場合は、更生計画の遂行上必要な運転資金、及び事業の継続上必要な投資資金等に充てる。

さらに余裕があるとき及びその他の事情により繰り上げ弁済が適当と考えられるときは、管財人は、裁判所の許可を得て、更生担保権及び一般更生債権の繰上弁済に充てることができるものとする。

第２　繰上弁済の内容

繰上弁済の方法は、更生担保権及び一般更生債権の残債権額から、各分割弁済期日から繰上弁済日までの年５％の複利計算による中間利息を控除した金額を、一括ないし弁済期日の遅い順から繰り上げて、更生担保権、一般更生債権の順に弁済する。なお、中間利息額の算出において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。繰上弁済時点における、更生担保権及び一般更生債権の残債権額のうち、繰上げ一括弁済額を超える部分は、繰上弁済日に免除を受けるものとする。

第３節　共益債権とその弁済方法

第１　支払共益債権

更生手続開始決定日から基準日までに支払済みの共益債権額は、別表18「共益債権支払実績及び未払残高表（平成24年７月31日現在）」記載のとおり、総額55億5166万7363円である。

第２　未払共益債権

基準日現在の未払共益債権は、別表18「共益債権支払実績及び未払残高表（平成24年７月31日現在）」記載のとおり、総額11億6028万0270円である。なお、平成24年12月26日現在で、上記共益債権については全て弁済済みである。

第３　共益債権の弁済方法等

本節第２記載の共益債権及び基準日以降更生手続終結までに生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。

第４節　少額更生債権等の弁済

更生会社が、会社更生法第47条第５項の規定により、裁判所の許可を得て弁済した少額更生債権は、別表19「弁済した更生債権一覧表（少額債権）」記載のとおり、総額１億0292万4909円である。

第８章　担保権等に関する措置

第１節　存続する担保権

第１　預金質権に担保変換済みの担保権

１　担保権の存続

更生会社の財産上に存する担保権のうち、別表20「存続する担保権一覧表（預金）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

２　担保権の消滅時期

管財人は、別表20「存続する担保権一覧表（預金）」記載の担保権について、当該担保権者に対する第３章第１節第１に定める弁済に充てるため、当該預金を取り崩すことができ、同表記載の担保権は、管財人が、当該担保権者に対し、当該預金の取崩しを求める旨を書面で通知した日に消滅する。